

利島村公共施設等総合管理計画 (建築物個別施設計画含む)

令和3年3月
利島村

目次

第1章 利島村の概要	1
1. 位置	1
2. 交通アクセス	1
3. 土地利用状況	2
4. 近年の気象状況と災害特性	2
第2章 公共施設等総合管理計画の概要	4
1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画の対象とする公共施設等	4
3. 計画期間	4
第3章 公共施設等の現状	5
1. 公共施設の管理状況	5
2. 公共施設の抱える課題	7
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針	13
1. 基本方針	13
2. 公共施設の管理方針	14
3. 公共施設等マネジメントの目標	17
4. 公共施設マネジメントの優先順位の考え方	18
第5章 公共施設個別施設計画	19
1. 行政施設	19
2. 社会教育系施設	21
3. 産業系施設	22
4. 市民文化系施設	23
5. 学校教育施設	24
6. スポーツ・レクリエーション施設	26
7. 保健・福祉施設	27
8. 医療施設	29
9. 子育て支援施設	31
10. 公営住宅	32
11. 一般住宅	34
12. その他建築系公共施設	35
13. 供給処理施設	39
第6章 適正配置のロードマップ	41
1. 適正化方策の実施時期	41
2. 適正化方策実施による将来配置図	42
第7章 概算長期保全計画	43
1. 基本的な考え方	43
2. 概算長期保全計画の概要	43
3. 適正化方策実施による効果	45
第8章 推進方策	46
1. マネジメント体制の構築	46
2. 計画の進行管理	46

第1章 利島村の概要

1. 位置

東京都利島村（以下「本村」という。）は東京都心から南に約 140 kmの海上にあり、伊豆諸島の北部、大島と新島の間に位置しています。東京都の中で一番面積の小さい（4.12 km²）、円錐形が特徴の一島一村の村です。

2. 交通アクセス

本土から本村への交通手段は空路と海路のみに限られています。空路の場合は大島を経由しなければならず、直行便はありません。

海路は東京（竹芝桟橋）からの直行便があるものの、高速ジェット船、大型客船ともに1日1便となっています。

また、船の就航率は平均して70%程度であり、季節によっては60%を下回ることもあるなど、本土との交通環境は不安定といえます。

【利島村の立地】



<出典>
Copyright(c) N T T空間情報 All Rights Reserved

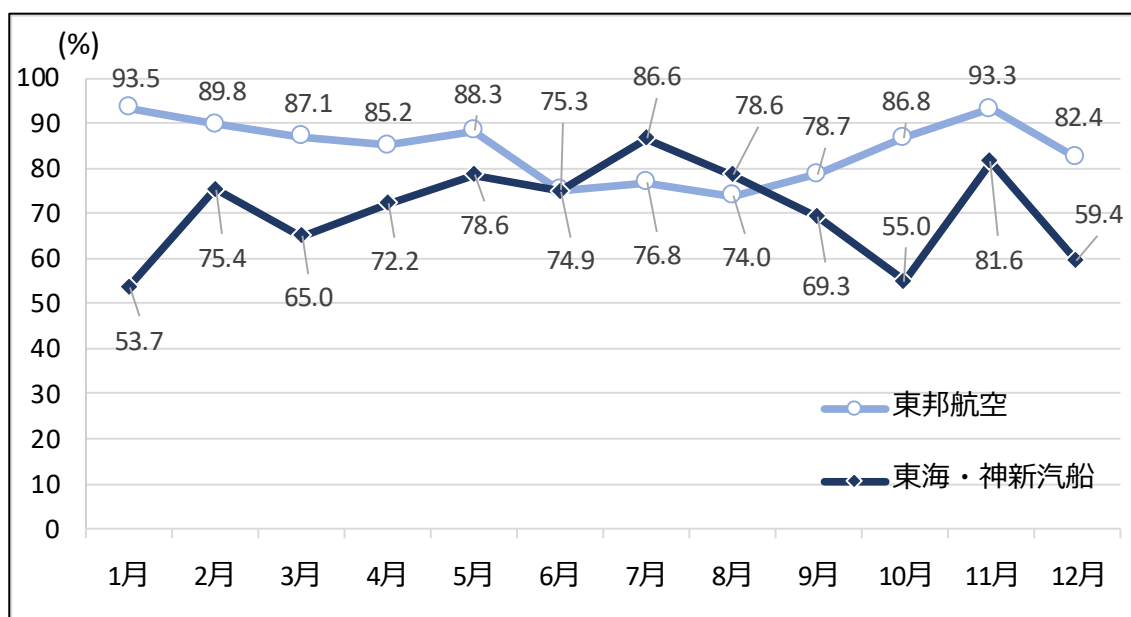
【利島村へのアクセス（空路及び海路）】

交通機関	事業者名	機種	航路	便数/日	所要時間	備考
飛行機	東邦航空	ヘリコプター	大島～利島間	1	約10分	
	新中央航空	小型機	東京(調布)～大島間	1~2	約25分	大島で東邦航空へ乗り換え
船	東海汽船	ジェット船	東京(竹芝)～神津島間	1	2時間25分*	
		大型客船	東京(竹芝)・横浜～神津島間	1	7時間35分*	
	神新汽船	客船	下田～利島村間	1	1時間35分*	水曜日運休

※各航路、発地から利島村までの最短所要時間

<出典> 「各事業者 HP」 運航情報をもとに作成（船は直行便のみを記載）

【利島村への就航率】

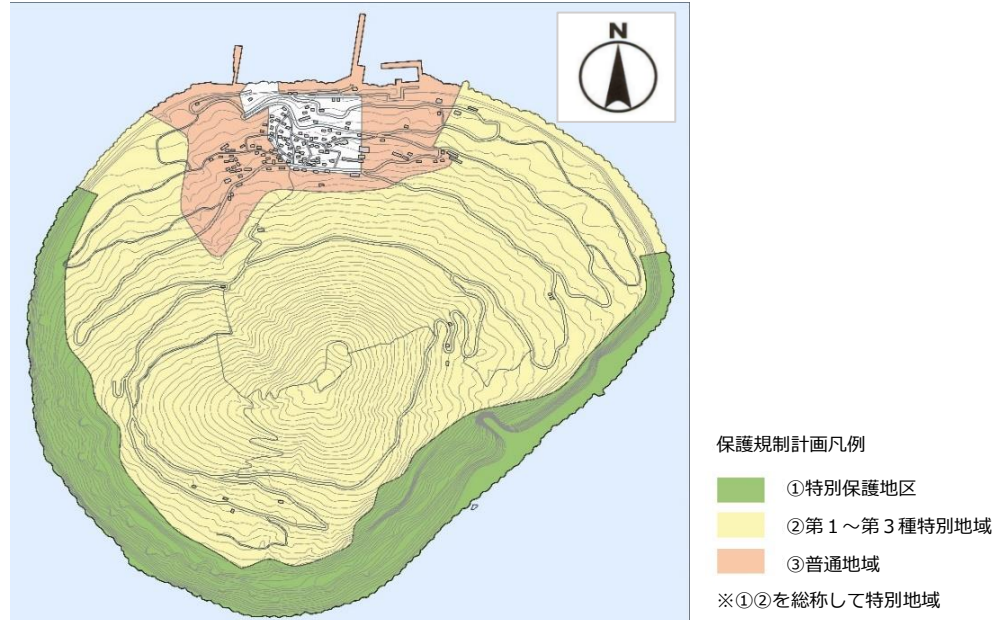


<出典> 利島村「広報としま」東邦航空、東海・神新汽船の全就航率
(2017年7月～2020年7月の各月の単純平均値を集計)

3. 土地利用状況

本村は約 20 万本の椿林や貴重な原生林が残る富士箱根伊豆国立公園に指定されており、島の約 90%が開発規制のある特別地域となっています。集落は、島の北側の国立公園の普通地域及び国立公園区域外に形成されています。

【保護規制計画に基づく自然公園地域区分状況】



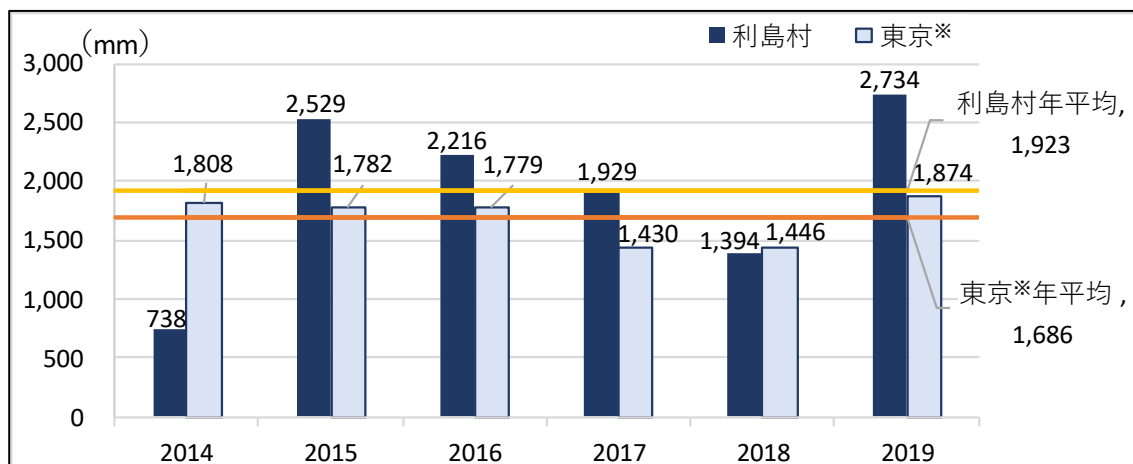
<出典> 国土交通省「国土数値情報ダウンロード」自然公園地域

4. 近年の気象状況と災害特性

本村は温暖多雨の海洋性気候のため、年間を通じて温暖な気候です。本村の年間降水量は平均 1,923 mmとなっており、東京※の年間降水量の平均を上回っています。2019 年には台風による暴風の影響で、ライフラインが遮断されるといった大きな被害もありました。近年、気候変動による集中豪雨や台風等が激甚化しており、土砂災害への警戒を更に強める必要があります。

集落内の一部は、土砂災害警戒区域等に指定されており、土砂災害に対する備えを進める必要があります。

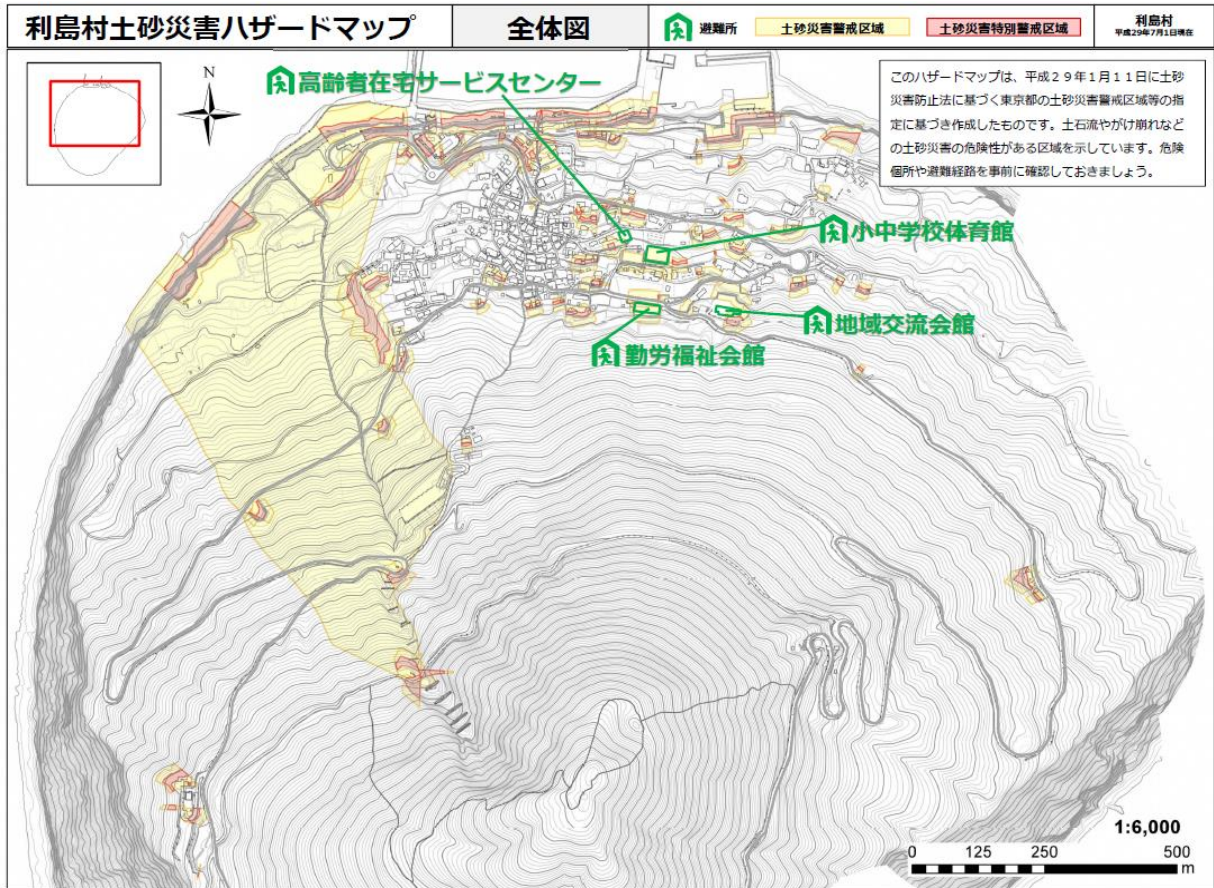
【利島村の降水量】



<出典> 国土交通省気象庁 HP (利島村年ごとの値)

東京都「くらしと統計 (2015～2020)」 ※東京：千代田区北の丸公園「東京管区気象台」

【土砂災害ハザードマップ】



<出典> 利島村「利島村土砂災害ハザードマップ」

【台風 15 号 (2019 年) の被害内容】

被害状況			
ライフライン		島内一部停電 (東側地区46世帯90人)	
倒木	集落内	倒木箇所多数	
	集落外	倒木により通行できない箇所多数	
住宅	個人住宅	15件	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫、物置破損 ・外壁、屋根破損 ・雨漏り ・ブロック塀、フェンス破損 ・アンテナ破損 ・倒木
	村営住宅	2件	
	職員住宅	3件	
	教職員住宅	0件	
村営施設	ヘリポート	室外機、風見鶏、アンテナ破損、雨漏り	
	保育園	プール、2階フェンス破損、水道管破損、雨漏り	
	浄水場	電話線破損	
	役場	屋根一部破損	
	なかよし公園	水道管破損	
	ほしけと海の歴史広場	屋根破損	

<出典> 利島村「広報としま (2019年10月)」※2019年9/11時点に役場に入った情報

第2章 公共施設等総合管理計画の概要

1. 計画策定の趣旨

日本が抱える公共施設の多くは高度経済成長期に建設されており、今後それらの施設が一斉に更新時期を迎える一方で、財政面では、長期的な人口減少等による税収の伸び悩み、少子高齢化の進行に伴う扶助費等経費の増大等による財政状態の悪化が見込まれています。

このような状況下で、国は公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化することを目的に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、それに伴い地方公共団体においては、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の策定に取り組むことが要請されることとなりました。

本村でも、昭和40年代の高度経済成長期からその後の約20年間に、人口の増加や村民ニーズ等に対応し、多くの公共施設等を整備してきました。今後、これらの施設が順次更新を迎え、多額の更新費用がかかることが見込まれることから、公共施設の維持更新・更新費用を適正な水準に抑えつつ、公共サービス水準を維持するだけでなく、社会情勢に応じてさらに強化していくことが求められています。

一方で、村域の大半が国立公園に指定されており、集落内も高低差が大きいこと等から、建築物を建築できる敷地が限られています。そのため、公共施設の集約化や多機能化により限られた敷地を最大限活用していくことが、公共サービス水準を高めるためには重要です。

本計画は、このような限られた条件の中で、住民の快適な生活を持続的に支えるために、中長期的な公共施設やインフラ施設のマネジメントを展開することを目的としています。

2. 計画の対象とする公共施設等

本計画の対象とする公共施設等は、庁舎及び学校等の公共施設のほか、道路、簡易水道等の村が保有するインフラ施設を指します。

3. 計画期間

公共施設マネジメントの中長期的な計画であるため、2021～2060年の40年間を計画期間とします。

第3章 公共施設等の現状

1. 公共施設の管理状況

(1) 公共施設

本村では、計 38 施設の公共施設を保有しています。特に、公営住宅や職員住宅といった住宅系施設が多くなっています。

大分類	中分類	番号	施設名	建築年	延床面積 (㎡)
行政系施設	庁舎	1	利島村役場	1979	480.50
社会教育系施設	博物館等	2	利島村郷土資料館	1988	351.62
産業系施設	産業系施設	3	利島村勤労福祉会館	1974	598.18
市民文化系施設	集会施設	4	地域交流会館	2007	459.58
学校教育施設	学校	5	利島小・中学校	1973	1147.14
	体育館	6	利島村中学校体育館	1988	851.51
スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設	7	前浜親水レクリエーション施設	1989	114.28
保健・福祉施設	高齢福祉施設	8	利島村高齢者在宅サービスセンター	1996	315.90
医療施設	医療施設	9	利島村国民健康保険診療所	1981	285.10
子育て支援施設	幼保・こども園	10	村立利島保育園	1998	318.42
公営住宅	公営住宅	11	西山住宅	1977	98.90
		12	見上山第二住宅	1995	191.65
		13	西山第二住宅 1号棟	1997	196.59
		14	西山第二住宅 2号棟	1998	110.37
		15	西山第二住宅 3号棟	1999	110.37
		16	西山第三住宅	2003	189.41
		17	東山第一住宅	2004	192.57
一般住宅	一般住宅	18	東山第二住宅	2012	127.52
		19	久保里山住宅	2016	279.88
その他建築系 公共施設	職員住宅	20	医師・看護師住宅	2010	122.65
		21	郷職員住宅	1986	70.59
		22	西山職員世帯用住宅	2012	145.74
		23	見上山職員世帯用住宅	2015	150.64
		24	東山職員住宅	1982	371.17
		25	西山東職員住宅	1980	
		26	西山北職員住宅	1993	
		27	西山西職員住宅	1994	
		28	見上山西職員住宅	2004	
	29	見上山東職員住宅			
	その他建築系 公共施設	その他建築系 公共施設	30	臨時ヘリポート	1995
31			炭焼き施設	1997	208.20
32			利島村椿油製油工場	1979	445.20
33			伊勢海老畜養施設	2004	216.65
34			大島山倉庫（養蚕施設）	2010	398.73
供給処理施設	供給処理施設	35	利島村清掃センター	1993	374.45
		36	浄水場	1986	197.40
		37	第2・第3貯水池	1983	861.00
		38	汚泥再生処理センター	2019	176.30

(2) インフラ施設

本村の村道の実延長は、18,902m、面積は 68,565 m²となっています。

簡易水道は、水源施設 3 か所、導水管延長 2,160m、浄水施設 2 か所、送水管延長 241m、配水池 1 か所、配水管延長 5,274m となっています。

また、本村が有する公園やその他施設は、以下の通りです。

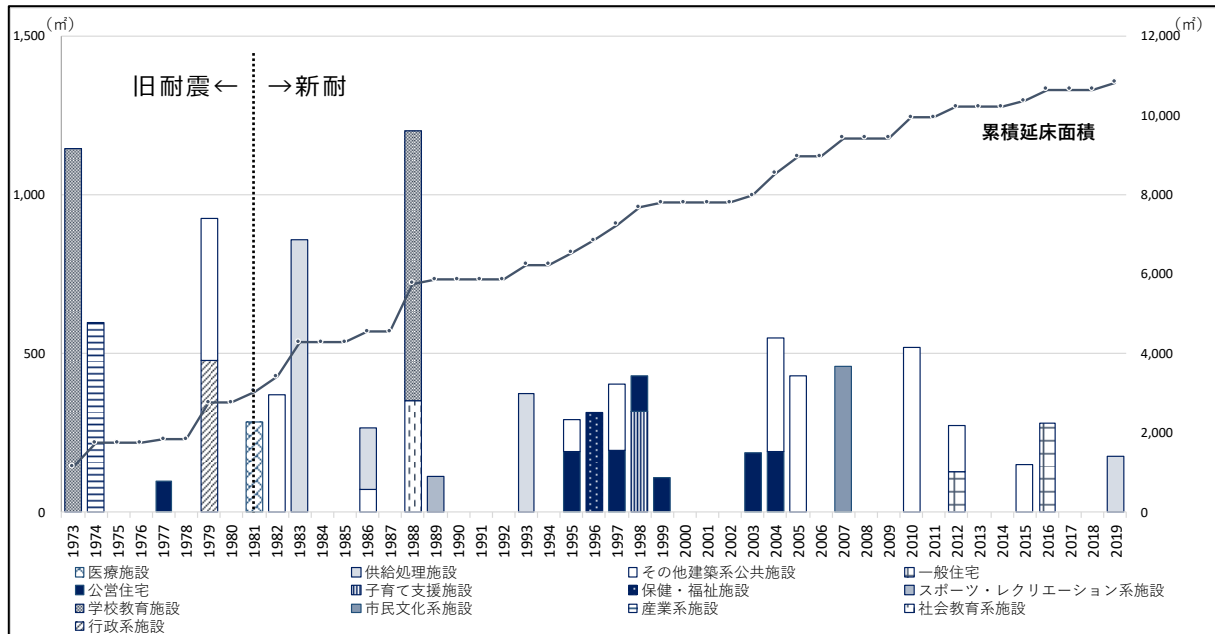
大分類	中分類	番号	施設名	建築年	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)
公園	公園	39	解と海の歴史広場	1995	1,152.98	—
			(展示場・倉庫)			249.73
		40	南ヶ山園地	1997	40,678.08	—
			(東屋・トイレ・倉庫)			70.06
		41	ウスイゴウ園地	1979	4,771.00	—
			(展望台・東屋・トイレ)			50.08
	42	南ヶ山キャンプ場	2004	6,378.30	—	
		(キッチンハウス・物置)			35.63	
	43	なかよし公園	2010	452.83	—	
		(トイレ・物置)			5.49	
	展望台	44	的場展望台	1993	55.16	—
45		赤坂山展望台	1986	1,218.87	—	
		(トイレ)			6.21	
46		夕日展望台	—	564.05	—	
	(展望デッキ施設)	27.72				
47	展望台 (廃車置き場前)	2019	137.03	—		
その他	その他	48	終末処理場・建設廃材ストックヤード	—	5146.06	—
		49	廃車置き場	—	1788.66	—
(倉庫)	90.52					

2. 公共施設の抱える課題

(1) 施設の老朽化状況

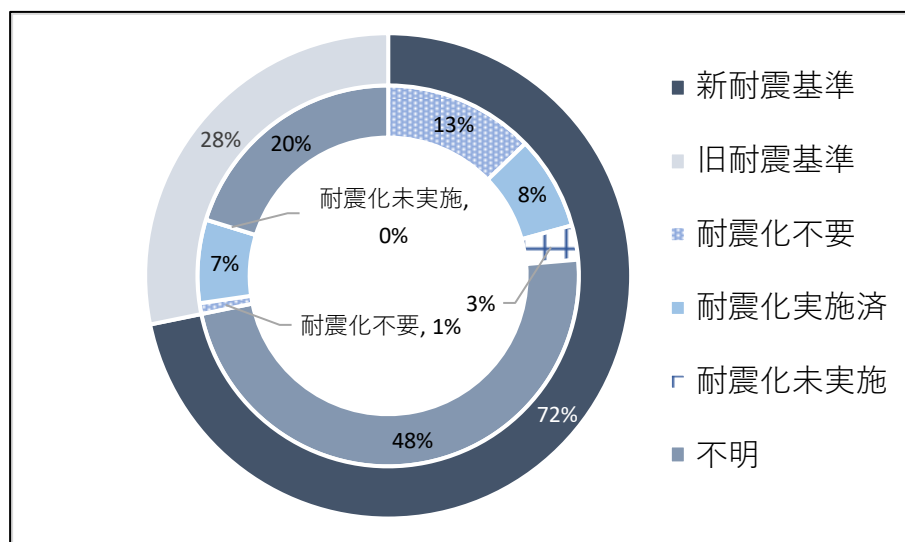
本村の公共施設の総延床面積は 10,829.40 m²（面積不明のものは含まない）となっています。そのうちの約 27%は建築してから 40 年以上経過しており、今後、大規模改修や建替えが必要になることから多額の費用が発生することが想定されます。

【公共施設の建築年別延床面積】



※公有資産（施設）台帳をもとに作成。建築年、面積不明は含まれていません。西山東職員住宅、西山北職員住宅、西山西職員の延床面積は住宅公共施設台帳上の西山職員住宅の延床面積を、見上山西職員住宅、見上山東職員住宅の延床面積は公共施設台帳上の見上山職員住宅の延床面積として整理しています。

【耐震化状況】

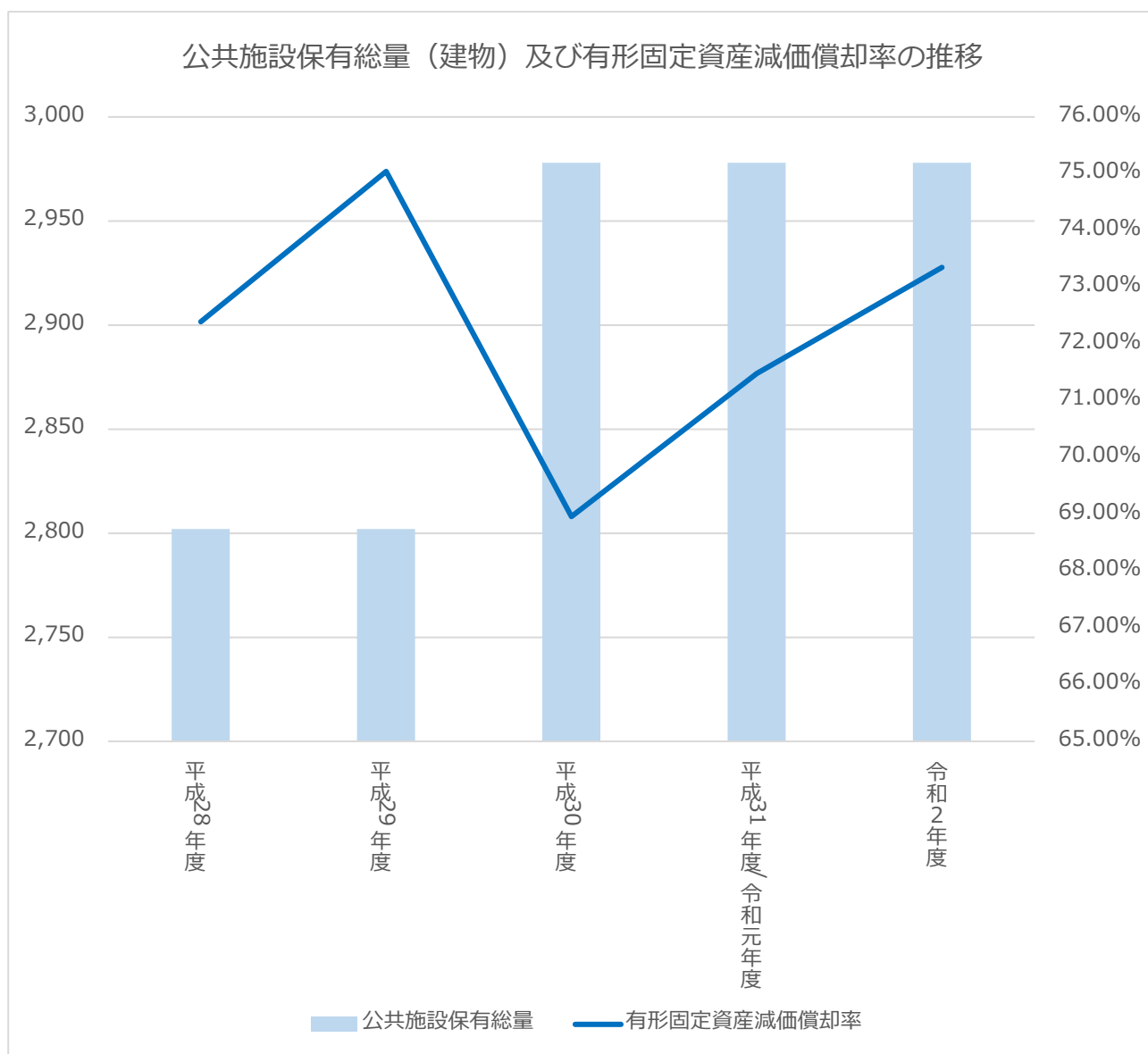


※公有資産（施設）台帳をもとに作成。建築年、面積不明は含まれていません。西山東職員住宅、西山北職員住宅、西山西職員の延床面積は住宅公共施設台帳上の西山職員住宅の延床面積を、見上山西職員住宅、見上山東職員住宅の延床面積は公共施設台帳上の見上山職員住宅の延床面積として整理しています。

【公共施設保有総量（建物）及び有形固定資産減価償却率の推移】

年度	公共施設保有総量	有形固定資産減価償却率
平成 28 年度	2,802 m ²	72.39%
平成 29 年度	2,802 m ²	75.04%
平成 30 年度	2,978 m ²	68.96%
平成 31 年度/令和元年度	2,978 m ²	71.48%
令和 2 年度	2,978 m ²	73.35%

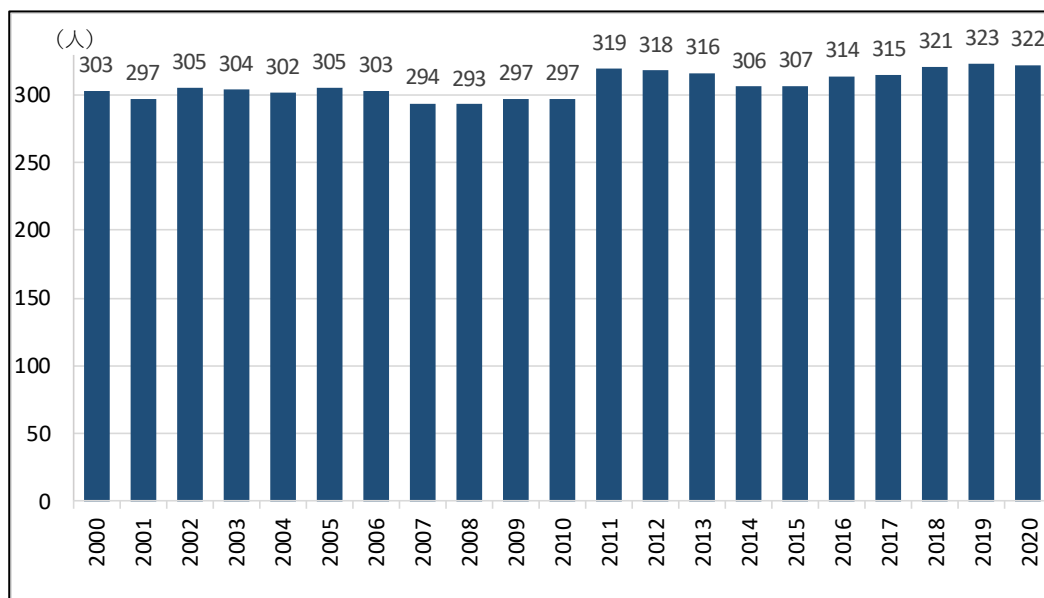
※有形固定資産減価償却率：村が保有する公共施設が耐用年数に対して取得価格からどの程度経過しているかを把握し、資産の経年の程度を把握することができます（割合が大きいほど老朽化が進んでいると判断されます。）



(2) 将来の人口規模に合わせた公共サービスの確保

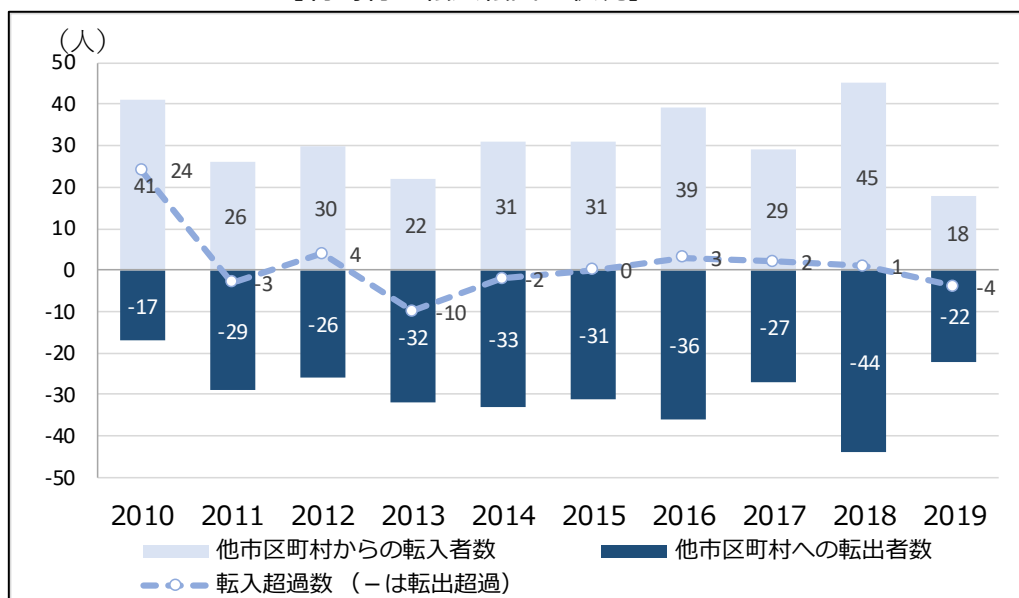
過去 20 年の本村の人口の推移をみると増減はあるものの 300 人程度の人口を維持しています。また、「利島村第 4 次総合計画」においても「引き続き、この傾向を維持したうえで、人口の微増傾向を確保する」としており、300 人程度の規模に応じた公共サービスを持続的に確保していく必要があります。

【利島村の人口の推移】



<出典> 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）」

【利島村の転入転出の状況】



<出典> 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

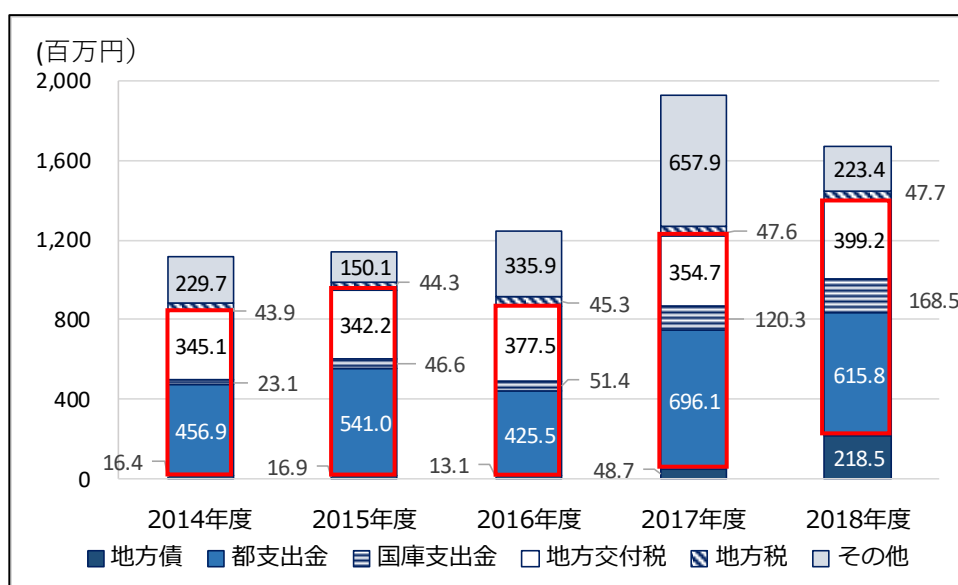
(3) 利島村の財政状況と課題

本村の財政状況を見ると、歳入については一定の収入があるものの、自主財源である地方税が3%程度となっており、地方交付税や公庫支出金等の都や国から受け取る依存財源が約70%を占めており、不安定な状況です。

歳出については増加傾向にあり、2018年度では約16億円となっています。特に公共施設の維持管理や補修、整備を行うための維持補修費及び、普通建設費を含む投資的経費の合計は2014年度から2018年度にかけて約2.3倍に増加しており、特に公共施設に対する投資が増加しています。一方で、道路への投資は2014年度から2018年度にかけては2015年度のみしか行われていません。歳出は増加しているものの、施設の修繕等に十分対応できておらず先送りしている状況であり、結果として施設の老朽化が進む悪循環となっています。

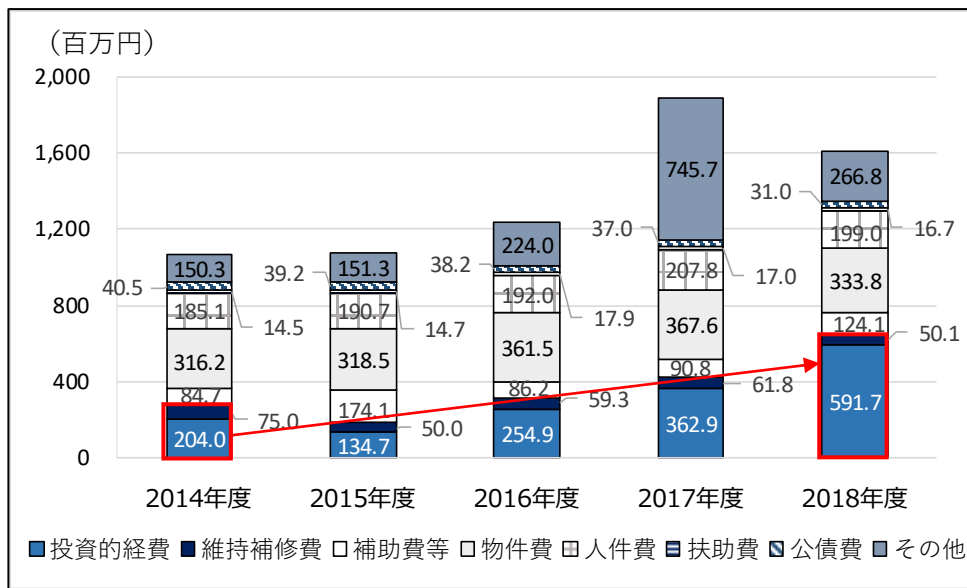
不安定な財政状況の中、今後、施設の更新や維持管理等に対して財源不足になることが想定されるため、維持補修費及び、普通建設費を含む投資的経費の圧縮や平準化を図っていくことで、施設の適切な維持管理、更新が進む好循環に転換していく必要があります。

【歳入】



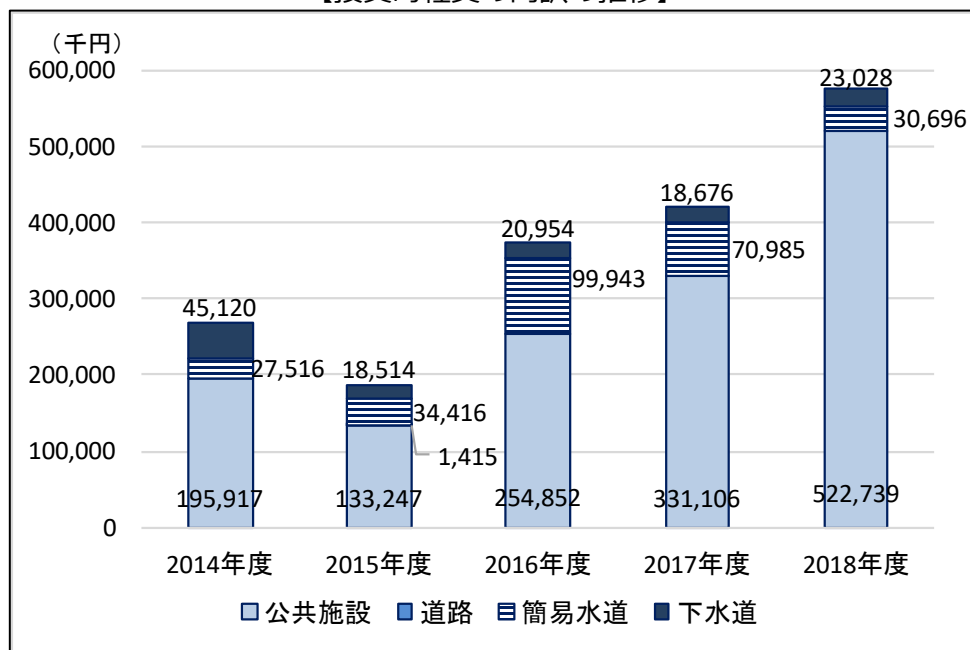
<出典> 東京都「利島村 普通会計決算の概要」

【歳出】



<出典> 東京都「利島村 普通会計決算の概要」

【投資的経費の内訳の推移】



<出典> 総務省「地方財政状況調査」

(4) 限られた敷地を最大限活用した公共サービスの質の向上

村域の約 90%が開発規制のある自然公園法上の特別地域に指定されており、開発できる敷地が限定されています。集落内においても地形の高低差が大きく、平坦な敷地が少ないことから、建築物を建築できる敷地はさらに限定されます。また、利島村を特徴づける椿林を将来に継承していくためにも、新たな敷地の造成や開発を行うことは難しい状況です。

そのため、既存の公共施設の立地する敷地を最大限活用するために、建築物の複合化や土地の高度利用を進めるとともに、施設の使い方や運営手法を見直すことで、公共サービスの質の向上を図ります。

公共施設の再編にあたり、以下の公共サービスの質の向上を図ります。

1 災害対応力の強化

本土から離れた離島であることから、大規模な災害時においては、物資等の供給が閉ざされてしまう可能性があります。そのため、被災後にも村民が安定した生活を維持できるようにするため、公共施設の防災性を高めるとともに、自然再生エネルギーの導入等による島としての自立性を高めます。

2 交流機能の強化

離島での暮らしの中で培われ、地域に根付いてきた村民同士のつながりを継承していくとともに、島のくらし・産業の持続性向上につながる移住や来訪を促すため、島出身の住民と島外からの移住者との交流や観光客との交流を促進します。

3 移住者受入れ機能の強化

I ターン等による移住者は一定程度いるものの、移住者を受入れる住宅が不足していることから、将来人口を踏まえつつ、公共施設の再編に合わせて、適切な規模の住宅機能を確保します。

4 庁舎機能の強化

現在の庁舎は 1974 年に建築され、耐震改修等を行っているものの、プライバシーへの配慮や ICT の導入等の社会的な流れに十分対応できていません。そのため、村民に対する行政サービスの充実を図るため、建替えに合わせて、庁舎機能を強化します。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

1. 基本方針

(1) 公共施設の基本方針

公共施設は、住民生活を支えるための行政サービスを提供する施設です。「利島村第4次総合計画」において、300人程度で安定している人口傾向を今後も維持することとされていることから、既存の公共施設が有する必要な機能は引き続き確保していきます。

一方で、島内には建築物が建築できる敷地が少なく、限られた敷地を最大限活用することが求められています。そのため、既存施設の更新の際には他施設との複合化を検討するとともに、既存施設の利活用方法についても見直すことで、限られた敷地・施設を有効活用しながら、行政サービスの質の向上を図ります。また、本計画において定める個別施設計画に基づく、予防保全的な修繕・更新を行うことで、施設の安全性・快適性を確保しつつ、維持管理・更新費用の平準化を図ります。

(2) インフラ施設の基本方針

村道、簡易水道、公園等のインフラ施設は、村民の生活を支える社会基盤となる施設です。そのため、既存のインフラ施設については、点検・診断等や修繕対応により適切な維持・管理を行うことで、利用者の安全性・快適性を確保します。インフラ施設の状況を的確に調査し、今後も維持する施設のうち、可能な施設に関しては予防保全的な維持管理により施設の長寿命化を図ることで、維持管理・更新費用を平準化するとともにライフサイクルコストの縮減に努めます。また、必要に応じて、村道や簡易水道、公園等の個別の長寿命化保全計画を策定し、計画的な維持管理・更新を図っていきます。

① 道路の管理方針

村道については、定期的な点検を行い、劣化状況等を把握した上で、予防保全的な修繕対応を図ることで、施設の安全性を確保するとともに、維持管理・更新費用の平準化やライフサイクルコストの縮減に努めます。また、道路は日常的に村民が利用することから、緊急性の高い陥没や損傷等が見られる場合は、速やかに応急対応や補修工事を行います。

② 簡易水道の管理方針

水道管は定期的な調査を行い、劣化状況等を把握した上で、計画的な維持管理・更新を進め、維持管理・更新費用を平準化するとともにライフサイクルコストの縮減に努めます。また、調査の中で緊急性の高い劣化等が確認された際には、速やかな修繕対応を図り、安定した水の供給環境を確保します。

水源施設となる、第2・第3貯水池や、浄水場等の安定した水供給環境を支える施設についても、定期的な建築物・設備の調査を行い、劣化状況等を把握した上で、計画的な維持管理・更新を進め、維持管理・更新費用を平準化するとともにライフサイクルコストの縮減に努めます。

③ 公園の管理方針

公園ごとの利用状況の把握に努め、利用の少ない公園については、遊具やベンチ、トイレ等の設備の見直しを図るとともに、公園施設の予防保全的な修繕対応を図ることで、適切な機能を有する公園を維持していきます。

事故を事前に防止するため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」等に基づき、遊具等の施設の状況について定期的な点検を行います。劣化状況等を把握した上で、予防保全的な修繕対応を図ることで、公園施設の安全性を確保するとともに、維持管理・更新費用の平準化やライフサイクルコストの縮減に努めます。

2. 公共施設の管理方針

(1) 必要な機能を確保する（統合や廃止の推進方針）

庁舎や小中学校等、40年以上が経過している公共施設もあります。建築当時から、人口構成や社会的なニーズも変化しており、公共施設に求められる役割も変化しています。このような社会情勢の変化に対応した、必要な機能を確保することが重要です。

一島一村であることから、全ての施設が集落全体を利用圏域としており、機能が重複する施設は多くありません。一方で、自然公園法上の規制や土地の高低差により建築可能な敷地は限られています。

そのため、必要な機能を慎重に見定めながら、限られた敷地を最大限活用し、行政サービス水準を向上させるため、公共施設の更新時には、他の施設との統廃合や複合化を検討します。

施設の統廃合、複合化を検討する際には、村民生活にも大きな影響を与えることから、必要性や効果等を丁寧に説明するとともに、村民からの意見を反映しながら計画・設計を進めることで、村民の合意を得ながら検討を進めます。

また、必要な機能を持続的に確保するために、村民や事業者との協働による公共施設の維持管理・運営（PPP）の可能性についても検討します。

(2) 安全を守る

① 安全確保の方針

利用者の安全を確保するとともに、資産や情報を保全するために、公共施設の安全を確保することは重要です。そのため、万一の事故・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、迅速に復旧するために、平時から備えます。

点検・診断等により、施設や設備の安全性について、高い危険性が認められた公共施設は、適切な修繕対応を迅速に行うとともに、村民生活上特に危険性が高い施設は供用停止も検討します。

また、本村は敷地が限られていることから、公共施設の再編にあたっては土砂災害の危険性のある敷地の活用についても検討する必要があります。実際に、既存の公共施設の中にも、敷地の一部が土砂災害警戒区域等に指定されている施設もあります。こうした土砂災害の危険性のある公共施設については、土砂災害による被害を防ぐため警戒避難体制を構築するとともに、施設を更新する際には、建築物の構造や配置について配慮し、安全性を確保します。

② 耐震化の実施方針

多くの村民が利用する公共施設は災害時の安全性を確保することも重要です。本村では、「利島村耐震改修促進計画（平成22年3月策定）」に基づき、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進めています。

旧耐震基準の公共施設のうち、耐震化の必要性のある小中学校や庁舎、診療所等は耐震改修を行っています。また、避難所や災害対策本部に指定されている施設や利用頻度の高い施設については、建築物の耐震化だけでなく、設備の崩落・倒壊防止などの対策も検討します。

(3) 長く使う

① 点検・診断等の実施方針

【点検・保守・整備】

建築物は、数多くの部品、部材や設備機器等、様々な素材が組み合わされて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらは使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能が低下していきます。

そのため、日常的な点検や法定点検により、施設の劣化状況を把握し、適切な保守・整備を行うことで、建築物の劣化や機能低下を防ぎ、公共施設の機能を維持していく必要があります。

各公共施設に対して実施した、点検・保守・整備についてはその履歴を記録し、データとして集積・蓄積します。

【診断】

各公共施設の経年的な施設の状況を把握するため、日常点検を重視し、不具合の早期発見に努めるとともに実施した修繕を記録します。また、必要に応じて専門家に診断を依頼します。

診断の際には、施設の安全性、不具合性及び適法性について把握するとともに、公共施設の維持管理・運営上、必要となる品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。また、耐震診断、劣化診断等の既往の診断結果のあるものについては、そのデータも活用します。

修繕対応の内容や診断結果について、記録を集積・蓄積し、本計画の見直し時に反映するなど、予防保全的な公共施設の維持管理・更新を進める上での基礎資料として活用します。

また、施設の長寿命化を検討する際には、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されることから、必要に応じて専門家の協力を得ながら、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

② 維持管理・更新等の実施方針

不具合が生じてから、その都度対応する事後保全的な修繕を行うのではなく、日常的な点検や定期的な診断等の結果を踏まえた、予防保全的な維持管理・修繕を行うこととし、公共施設の安全性を確保します。

また、将来想定される維持管理・更新費用を見据えた、計画的・効率的な維持管理・修繕を行うことで、公共施設に係る維持管理・更新費用を平準化するとともに、トータルコストの縮減を目指します。

修繕を行う際には、施設のバリアフリー化や環境負荷の低減、防災対応力の強化等を進め、公共施設を利用する上での課題やまちづくり上の課題の解決にも努めます。

更新を行う際には、これまでの診断履歴を確認するとともに、不足する情報がある場合は、必要に応じて施設の診断を行い、更新の必要性について明確にする必要があります。さらに、施設の設置目的や必要とされる機能・規模を定めます。その上で、まちづくりとの整合性や効率化の観点から、単独更新以外の統合や複合化の可能性についても検討します。

③ 長寿命化の実施方針

施設の維持管理においては、予防保全を前提として、大規模修繕だけでなく、日常的な清掃及び点検や、定期的な法定点検を確実に行うことで、大きな修繕費の発生を抑制するとともに、公共施設の延命によりライフサイクルコストの縮減を目指します。

こうした予防保全的な公共施設の維持管理・修繕により、公共施設の長寿命化を図り、持続的な安全性や機能性を確保します。

(4) 使いやすくする(ユニバーサルデザイン化の推進方針)

公共施設の修繕や更新時には、確実なバリアフリー化や、ユニバーサルデザインへの配慮を推進し、様々な利用者の視点から、安全性、快適性、利便性に配慮した整備について検討します。

また、庁舎等誰もが利用する一方で、プライバシーに関わる相談等もありうる施設については、プライバシー保護に配慮した窓口や個室の確保等、利用ニーズに応じた施設の在り方を検討します。

3. 公共施設等マネジメントの目標

(1) 公共施設の管理目標

社会情勢の変化に対応しながら、村民の快適な生活を持続的に支えるために、公共施設の管理目標を以下のように定めます。

目標1 必要以上の公共施設の建設はしない

限られた財政の中で、適切な規模の公共サービスを維持するために、今後は、既存の公共施設を同じように更新していくのではなく、更新にあわせて、必要な公共サービスの種類と量を見定め、その提供に必要な最低限の規模の公共施設のみ建設することとします。

目標2 社会の要請を踏まえた適切な機能強化

島の自立性や快適性を高めるため、公共施設を更新する際には、既存施設の機能を維持するだけでなく、他施設との複合化や高度化、利活用・運用法の見直し等により、機能強化を図ることを基本とします。特に、第3章「2. 公共施設の抱える課題」で示した、災害対応力、交流機能、移住者受入れ機能、庁舎機能の強化を目指します。

目標3 公共施設の維持管理・更新費用の平準化

300人程度の島であることから、財政規模が小さく、また都や国に依存している不安定な財政状況であることから、全ての公共施設等を集中的に更新することは厳しいと考えられます。

そのため、予防保全的な維持管理や計画的な公共施設の更新を図ることで、ライフサイクルコストを縮減するとともに、公共施設の大規模改修や更新時期が集中しないように、実施時期を事前に調整し、維持管理・更新費用の平準化を図ります。

(2) インフラ施設の管理目標

歳入状況の大幅な改善は見込めないものの、村民の安全な生活を支えるために現施設を維持する必要があります。そのため、現施設を維持する上で必要な更新費は確保することとし、それ以上の財政負担としないことを目標とし、適切な更新を進めていきます。

道路 40年間で約4億円(約0.1億円/年)以下とする

既存の道路を適切に更新していくことを基本とし、必要な機能を確保しながら不要な投資は行わないこととします。平成21年から平成30年の10年間の道路への投資的経費の合計は9,443万円であり、1年あたり約944万円になります。今後も道路を適切に維持していく必要があるため、年平均約0.1億円を更新費用として確保することとし、40年間で約4億円以下とすることを目標とします。

簡易水道 水道ビジョンに基づく適切な維持管理

改定が予定されている水道ビジョンの管理目標に基づく、適切な維持管理・運営により、必要以上の財政負担を避けながら、簡易水道の更新を進めていきます。

公園 不要な投資を行わない適切な維持管理

既存の公園や展望台を適切に更新していくことを基本とし、必要な機能を確保しながら不要な投資は行わないこととします。また、各公園の利用状況の把握に努め、必要に応じて遊具やベンチ、トイレ等の公園施設の撤去等も検討し、更新費用の縮減に努めます。

4. 公共施設マネジメントの優先順位の考え方

更新費用等の財政負担を平準化するために、公共施設の建替えや統合、複合化、廃止等の具体的な適正化方策の優先順位を定めることで、計画的に公共施設マネジメントを展開していきます。

(1) 建築経過年に応じた適正化の実施

公共施設の建替えや統合、複合化等を行う際には、耐用年数を迎えた施設から実施することを基本とします。建替えの際には、施設の利用状況や利用ニーズ等を把握し、建物の規格・基準等を十分に考慮した上で、本村にとって最適な施設の規模を確保します。複合化や廃止の際には、村民の生活に与える影響が大きいことから、事前に村民への説明会等を行いつつ、村民からの意見を反映しながら計画・設計を進めることで円滑な適正化の実施に努めます。

(2) 戦略的な統廃合や複合化の優先的な実施

耐用年数を迎えた施設から適正化方策を実施していくことを基本としますが、「利島村公共施設再編・拠点化基本構想」に基づく、公共施設の統合、複合化等による拠点化に向けては、使用状況や機能面での不具合の有無、他の施設との機能連携による効果等から、関係する施設間の更新のタイミングを効果的に見定め適正化方策を実施することで、財政負担の平準化を図りつつ、公共施設の再編を円滑に進めます。

第5章 公共施設個別施設計画

1. 行政施設

(1) 庁舎

① 概要

【設置目的】

- ・行政上の執務や、手続き事務、行政サービスを提供するための拠点として、地方自治法及び利島村役場の位置を定める条例に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
1	利島村役場	普通地域	総務課	直営	2,789.62	480.50	S、RC	1979	42	一部土砂災害警戒区域

● 利用状況

- ・行政サービスを提供するための職員の執務スペースとして利用されており、年間延べ 300 人程度の村民が利用しています。

● 建物状況

- ・建築してから 42 年が経過しています。
- ・旧耐震基準の建築物ですが、2018 年度に耐震化工事を行っています。一方で、耐震化工事によって梁が追加されたことにより、活用できない諸室があるなど、適切な行政サービスを提供するために必要な空間が不足しています。

② 分野別方針

【機能確保の方針】

- ・行政サービスを提供する中心的施設として、必要不可欠なことから、庁舎機能は引続き確保していきます。
- ・公共施設再編による拠点化の際には、限られた敷地を有効利用し、行政サービス水準の向上や地域の交流促進を行うため、周辺施設との複合化を検討し、機能の強化を図ります。

【管理・運営の方針】

- ・引続き直営での管理・運営を行います。

【災害対応力強化の方針：災害対策本部】

- ・施設内に災害対策本部となる諸室を確保し、速やかな情報収集・配信を行い、都との迅速な連携による災害対応に努めます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
利島村役場	拠点化	<p>公共施設の再編においては、職員住宅や利島村郷土資料館との複合化を検討します。</p> <p>不足している住宅の確保や職員の業務効率の向上を行うとともに、スペースを有効利用し、展示機能の追加等を行い、日常利用ができる村民同士の交流や来訪者との交流の場となる開放的な施設を目指します。</p>
建築物・設備に対する配慮事項		
<p>■執務機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民の快適な利用環境を形成するため、空間レイアウト変更による利用しやすい窓口や村民との相談室の確保等に努めます。 ・円滑な行政サービスの提供のため、サーバー室を確保します。 <p>■エネルギーの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の事業継続性の確保や安定した村民生活の維持のため、拠点化を行う際には自然再生エネルギー設備や蓄電池等の導入を検討し、島外に頼ることのないエネルギーの確保を目指します。 <p>■災害対策本部としての機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、円滑に復旧・復興対策を行えるように、災害対策本部室及び災害執務室として使える諸室を確保します。 <p>■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人が利用する施設であることから、拠点化を行う際には様々な人の利用を想定し、施設のバリアフリー化やピクトグラムの導入、サイン・案内板の多言語化等のユニバーサルデザインを意識した施設整備を検討します。 		

2. 社会教育系施設

(1) 博物館等

①概要

【設置目的】

- ・村の歴史、民俗、美術、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管及び展示をし、教養や文化などの発展に役立てるため、利島村郷土資料館条例に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	施設面積(m ²)	延床面積(m ²)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
2	利島村郷土資料館	普通地域	教育委員会	直営	608.05	351.62	RC	1988	33	-

●利用状況

- ・2019年には、年間800人以上が利用しています。
- ・利用者の多くは観光を目的とした来訪者で、若者から高齢者、団体、外国籍の方等、様々な人たちに利用されています。また、村民に向けた英会話教室が行われています。

●建物状況

- ・新耐震基準の建築物で、建築してから33年が経過しています。
- ・既に耐震化工事を行っており、2019年には展示物を含む建築物の修繕を一部行っています。

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・島の歴史や文化等を村民だけでなく、来訪者にも伝えることができる唯一の施設であることから、引続き機能を確保していきます。
- ・公共施設再編による拠点化の際には、村民の地域愛着を醸成し、郷土愛を育み、利用者の交流を促進するため、周辺施設との複合化を検討し、機能の強化を図ります。

【管理・運営の方針】

- ・引続き直営での管理・運営を行います。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
利島村郷土資料館	拠点化	公共施設の再編においては、利島村役場や職員住宅との複合化を検討します。 ギャラリー機能を強化し、企画展や講演による生涯学習の支援や参加・体験型の教育普及活動を推進し、利用者同士の交流が生まれ、地域の発展に役立つ拠点となる施設を目指します。
建築物・設備に対する配慮事項		
<ul style="list-style-type: none"> ■図書室・ギャラリー機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化等の図書類を分類別に補完するスペースの確保や、常設展示室に加え、多機能に利用できる展示空間の整備を検討します。 ■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人が利用する施設であることから、拠点化を行う際には施設内のバリアフリー化やピクトグラムの導入、サイン・案内板の多言語化等のユニバーサルデザインを意識した施設整備を検討します。 		

3. 産業系施設

(1) 産業系施設

①概要

【設置目的】

- ・勤労者の文化及び教養の向上や健康の維持及び推進のため、利島村勤労福祉会館設置条例に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	施設面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
3	利島村勤労福祉会館	自然公園地域外、一部普通地域	産業・環境課	直営	1,496.61	598.18	RC	1974	47	土砂災害警戒区域
●利用状況 ・少人数のグループでの活動等、日常的に利用されており、イベント等も開催されています。										
●建物状況 ・建築してから47年が経過しています。 ・旧耐震基準の建築物ですが、1993年に改修工事を行っています。										

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・村民の貴重な憩いの場であり、地域コミュニティを育むことができる施設であることから、引き続き機能を確保していきます。
- ・耐用年数を迎えた際には、現施設を廃止し、施設総量の削減を図るとともに、類似する機能を持つ施設への機能移転による拠点形成を検討し、村民の憩いの場としての機能強化を図ります。

【管理・運営の方針】

- ・引き続き直営での管理・運営を行います。

【災害対応力強化の方針：避難所】

- ・避難者の安全・安心の確保や食料・飲料水等の備蓄、トイレ等の衛生的環境の提供及び避難者への情報提供に努めます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
利島村勤労福祉会館	拠点化	公共施設の再編においては、地域交流会館へ一部機能を集約します。
建築物・設備に対する配慮事項 ■避難所としての機能強化 ・安全性の確保に加え、間仕切り設備や防音シート等を備えることでプライベート空間の確保に努めるとともに、快適な避難所とするため、災害時にも利用できる冷暖房や通信環境の整備を検討します。		

4. 市民文化系施設

(1) 集会施設

①概要

【設置目的】

- ・住民相互の交流及び住民福祉の向上のための施設として、利島村地域交流会館設置条例に基づき、設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	施設面積(m ²)	延床面積(m ²)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
4	地域交流会館	普通地域	住民課	直営	4,039.39	459.58	W、CB	2007	14	一部土砂災害警戒区域

●利用状況

- ・個人的な利用よりも、冠婚葬祭等の催し物や、会議、行政による説明会等で利用されています。

●建物状況

- ・新耐震基準の建築物で、建築してから14年が経過しています。

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・地域活動やイベント等を行う集会機能を備えた村内唯一の施設であることから、引き続き機能を確保していきます。

【管理・運営の方針】

- ・引き続き直営での管理・運営を行うことを基本としますが、公共施設の再編にあわせて、より地域主体で利用しやすい管理・運営手法について検討します。

【災害対応力強化の方針：避難所】

- ・避難者の安全・安心の確保や食料・飲料水等の備蓄、トイレ等の衛生的環境の提供及び避難者への情報提供に努めます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
地域交流会館	拠点化	公共施設の再編においては、勤労福祉会館の廃止時には一部機能を集約します。 利用方法や利用時間の見直しを行い、住民のニーズにあった設備の充実を図り、イベント時の集会機能だけでなく、日常的に開放され、多くの住民が自然と集まるような交流拠点としての施設を目指します。
建築物・設備に対する配慮事項		
<h5>■避難所としての機能強化</h5> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保に加え、間仕切り設備や防音シート等を備えることでプライベート空間の確保に努めるとともに、快適な避難所とするため、災害時にも利用できる冷暖房や通信環境の整備を検討します。 		

5. 学校教育施設

(1) 学校

①概要

【設置目的】

- ・心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すため、学校教育法に基づき、設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
5	利島小・中学校	自然公園地域外	教育委員会	直営	6,200.39	1,147.14	RC、W、S柱ガラス	1973	48	土砂災害警戒区域

●利用状況

- ・2020年5月時点で、小学校4学級、中学校2学級の合計32人の児童・生徒が利用しています。

●建物状況

- ・建築してから48年が経過しています。
- ・旧耐震基準の建築物ですが、耐震化工事を行っています。

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・本村唯一の教育機関であることから、必要不可欠であるため、引き続き機能を確保していきます。
- ・公共施設再編による拠点化の際には、多様な学習環境の場の提供を行い、地域の生涯学習やコミュニティの形成による機能強化を図ります。

【管理・運営の方針】

- ・引続き直営での管理・運営を行います。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
利島小・中学校	拠点化	公共施設の再編においては、特別教室や図書館の村民による幅広い活用を促すような機能強化を検討します。 村民への生涯学習の場や学校時間外の児童・生徒への学習場所の提供による施設の有効利用を行うとともに、利用者との交流から児童・生徒の学習意欲の向上を図り、学校教育だけではなく、村民の生涯学習・交流の拠点となる施設を目指します。

建築物・設備に対する配慮事項

■拠点化時の施設配置

- ・一般に開放する空間（特別教施設、図書館など）を設ける際には、一般利用と児童・生徒の出入口を分け、一般利用者は学校の教室空間への行き来ができないようにするなど、安全面・管理面に配慮した施設配置を検討します。

■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化

- ・拠点化を行う際には様々な人の利用を想定し、施設内のバリアフリー化やピクトグラムの導入、サイン・案内板の多言語化等のユニバーサルデザインを意識した施設整備を検討します。

(2) 体育館

①概要

【設置目的】

- ・ 体育教育等及び児童・生徒のレクリエーションに資するために学校教育法に基づき、利島村中学校体育館が設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
6	利島村中学校体育館	自然公園地域外	教育委員会	直営	3,680.89	851.51	S一部RC、CB	1988	33	一部土砂災害警戒区域
●利用状況 ・学校の式典や行事、村民のクラブ活動などで利用されています。										
●建物状況 ・新耐震基準の建築物で、建築してから33年が経過しています。										

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・ 体育教育を行える唯一の施設であるとともに、村民も利用するスポーツ施設であることから引き続き機能を確保していきます。

【管理・運営の方針】

- ・ 引き続き直営にて管理・運営をしていきます。

【災害対応力強化の方針：避難所】

- ・ 避難者の安全・安心の確保確保や食料・飲料水等の備蓄、トイレ等の衛生的環境の提供及び避難者への情報提供に努めます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
利島村中学校体育館	拠点化	公共施設の再編においても、村民の利用する中核的な施設であることから現施設を維持します。 日常的な点検や定期的な検査を行うとともに、予防保全的な修繕対応を行うことで、現施設の維持を図ります。
建築物・設備に対する配慮事項		
■避難所としての機能強化 ・ 安全性の確保に加え、間仕切り設備や防音シート等を備えることでプライベート空間の確保に努めるとともに、施設の更新の際には快適な避難所とするため、遮熱性や断熱性の向上を図ります。		
■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化 ・ 小・中学生の利用だけでなく高齢者等の幅広い世代に利用をされていることから、改修等の際には、施設のバリアフリー化やピクトグラムの導入、サイン・案内板の多言語化等のユニバーサルデザインを意識した施設整備を検討します。		

6. スポーツ・レクリエーション施設

(1) レクリエーション施設

①概要

【設置目的】

- ・村民のレクリエーションの機会の増大と観光の振興に寄与するために利島村前浜親水レクリエーション施設条例に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
7	前浜親水レクリエーション施設	自然公園地域外	産業・環境課	直営	2,637.00	114.28	RC	1989	32	一部土砂災害警戒・一部特別警戒区域

●利用状況

- ・夏季には、村民の日常利用とともに学校の水泳指導の際にも利用されています。

●建物状況

- ・建築してから26年が経過しています。
- ・新耐震基準の建築物ですが、2018、2019年度に改修・修繕を行っています。

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・水泳指導ができる唯一の施設であり、夏季の貴重なレクリエーション施設であるため、引き続き機能を確認していきます。

【管理・運営の方針】

- ・引き続き直営にて管理・運営をしていきます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
前浜親水レクリエーション施設	維持	日常的な点検や定期的な検査を行うとともに、予防保全的な修繕対応を行うことで、現施設の維持を図ります。
建築物・設備に対する配慮事項		
<ul style="list-style-type: none"> ■清潔な水質環境の保持 <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の清潔を保持し、水質の定期的な検査と洗浄設備、浄化設備、消毒設備を適正に維持管理していきます。 ■災害に備えた設備の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び職員が安全かつスムーズに避難できるよう、規模に応じた放送設備や避難を促す避難標識等の設置を検討します。 		

7. 保健・福祉施設

(1) 高齢者福祉施設

①概要

【設置目的】

- ・在宅の介護を要する高齢者及び虚弱高齢者、またその介護者に対して養護等のサービスを提供や高齢者等の福祉の向上を図るため、利島村高齢者在宅サービスセンター条例に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
8	利島村高齢者在宅サービスセンター	自然公園地域外	住民課	指定管理者	609.48	315.90	S	1996	25	一部土砂災害警戒区域
●利用状況 ・1年間に80人程度が利用しています。										
●建物状況 ・建築してから26年が経過しています。 ・新耐震基準の建築物ですが、2018、2019年度に改修・修繕を行っています。										

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・介護機能を持つ村内唯一の施設であることから、引き続き機能を確保していきます。
- ・公共施設再編による拠点化の際には、コミュニティの見守りや支え合いの意識を育むために、福祉機能を持つ施設との複合化を検討し、地域包括ケアシステムの強化や多世代交流の促進を図ります。

【管理・運営の方針】

- ・引き続き指定管理者制度を活用した、管理・運営をしていきます。

【災害対応力強化の方針：避難所】

- ・避難者の安全・安心の確保や食料・飲料水等の備蓄、トイレ等の衛生的環境の提供及び避難者への情報提供に努めます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
利島村高齢者在宅サービスセンター	拠点化	<p>公共施設の再編においては、福祉機能の集約を図ることとし、利島村国民健康保険診療所および村立利島保育園との複合化を検討します。</p> <p>病院との連携強化を行うとともに、高齢者と園児との相互交流の中で生きがいと健康づくりの推進ができる施設を目指します。</p>
建築物・設備に対する配慮事項		
<p>■ 拠点化時の施設配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利島村国民健康保険診療所および村立利島保育園との複合化の際には、高齢者や幼児が利用する施設であることから、感染症や病気の予防に配慮しながらも交流を促せるような施設配置を検討します。 <p>■ 避難所としての機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難してきた村民の安全性・快適性を高めるため、諸室の再編等により、受け入れ規模を拡大するとともに、遮音性や遮熱性等の向上により、避難所としての環境改善に努めます。 <p>■ バリアフリー、ユニバーサルデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が主に利用する施設であることから、拠点化を行う際には、施設内のバリアフリー化やピクトグラムの導入、サイン・案内板の多言語化等のユニバーサルデザインを意識した施設整備を検討します。 		

8. 医療施設

(1) 医療施設

①概要

【設置目的】

- ・一般患者の診療や公衆衛生の向上及び増進や国民健康保険の運営に貢献するために利島村国民健康保険診療所条例に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
9	利島村国民健康保険診療所	自然公園地域外	住民課	直営	753.79	285.10	S	1981	40	一部土砂災害警戒区域
●利用状況 ・2019年には、延べ2,086人が利用しており、患者（病人・怪我人等）の対応を行っています。										
●建物状況 ・建築してから40年が経過しています。 ・新耐震基準の建築物ですが、2019年度に一部修繕をしています。										

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・村民の健康を保持・増進するために必要不可欠な施設であることから、引き続き機能を確保していきます。
- ・公共施設再編による拠点化の際には、コミュニティの見守りや支え合いの意識を育むために、福祉機能を持つ施設との複合化を検討し、村民の更なる健康増進を図ります。

【管理・運営の方針】

- ・引き続き直営で管理・運営をしていきます。

【災害対応力強化の方針：医療救護所】

- ・医薬品や医療器材の備蓄を行い、災害対策本部や臨時ヘリポートとの連携を図り、救護班を派遣するとともに、トリアージによる傷病者の緊急度などや程度に応じた適切な搬送と治療を行います。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
利島村国民健康保険診療所	拠点化	<p>公共施設の再編においては、福祉機能の集約を図ることとし、利島村高齢者在宅サービスセンターおよび村立利島保育園との複合化を検討します。</p> <p>診察だけではなく園児や高齢者への衛生指導等の村民の更なる健康増進や発病予防ができる機能を保持した施設を目指します。</p>
建築物・設備に対する配慮事項		
<p>■拠点化時の施設配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利島村高齢者在宅サービスセンター及び村立利島保育園との複合化の際には、高齢者や幼児も利用する施設であることから、感染症や病気の予防に配慮しながらも交流を促せるような施設配置を検討します。 <p>■傷病者の受け入れ体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、計画的に人人体制を構築するとともに、施設整備による病床数の増加についても検討し、災害時に一定数の被災者を受け入れられる体制を整えていきます。 <p>■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な村民が利用する施設であることから、拠点化を行う際には、施設内のバリアフリー化やピクトグラムの導入、サイン・案内板の多言語化等のユニバーサルデザインを意識した施設整備を検討します。 		

9. 子育て支援施設

(1) 幼保・こども園

①概要

【設置目的】

- ・保育を必要とする乳児・幼児や保育を必要とするその他の児童を、日々保護者の下から通わせて保育を行うために、児童福祉法に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
10	村立利島保育園	普通地域	住民課	直営	1,959.82	318.42	RC	1998	23	一部土砂災害警戒区域
●利用状況 ・2020年3月時点で13名の園児が利用しています。										
●建物状況 ・建築してから28年が経過しています。 ・新耐震基準の建築物ですが、2020年に園庭の整備と一部施設の修繕を行っています。										

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・保育機能を持つ村内唯一の施設であることから、引き続き機能を確保していきます。
- ・公共施設再編による拠点化の際には、コミュニティの見守りや支え合いの意識を育むため、福祉機能を持つ施設との複合化を検討し、多世代交流の促進などを図ります。

【管理・運営の方針】

- ・引き続き直営で管理・運営をしていきます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
村立利島保育園	拠点化	公共施設の再編においては、福祉機能の集約を図ることとし、利島村高齢者在宅サービスセンターおよび利島村国民健康保険診療所との複合化を検討します。 施設利用者と園児との相互交流を図れる多世代交流機能を持つとともに、地域全体で見守り育てる施設を目指します。
建築物・設備に対する配慮事項		
■拠点化時の施設配置 ・利島村国民健康保険診療所および利島村高齢者在宅サービスセンターとの複合化の際には、高齢者や幼児が利用する施設であることから、感染症や病気の予防に配慮しながらも交流を促せるような施設配置を検討します。 ■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化 ・障がいのある幼児や児童も利用する施設であることから、拠点化を行う際には、施設内のバリアフリー化やピクトグラムの導入、サイン・案内板の多言語化等のユニバーサルデザインを意識した施設整備を検討します。		

10. 公営住宅

(1) 公営住宅

①概要

【設置目的】

- ・健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、国民生活の安定と社会福祉の増進に貢献するため、公営住宅法に基づき設置されています。

【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
11	西山住宅	普通地域	産業・環境課	直営	1,029.51	98.90	CB	1977	44	-
12	見上山第二住宅	普通地域			817.31	191.65	RC	1995	26	-
13	西山第二住宅1号棟	普通地域			1,834.75 [※]	196.59	RC	1997	24	-
14	西山第二住宅2号棟	普通地域			※	110.37	RC	1998	23	-
15	西山第二住宅3号棟	普通地域			※	110.37	RC	1999	22	-
16	西山第三住宅	普通地域			908.67	189.41	RC	2003	18	-
17	東山第一住宅	普通地域			1,346.61	192.57	RC	2004	17	一部土砂災害警戒・土砂災害特別警戒区域

●利用状況

- ・2020年3月時点で、全ての住戸（24戸）が利用されています。

●建物状況

- ・西山住宅は建築してから40年以上が経過していますが、それ以外の施設は建築してから30年未満となっています。

※西山第二住宅1号棟の敷地面積は、2号棟、3号棟を含む面積。

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・移住者等を受入れる住宅が不足していることから、施設更新時には、更新時期の近い公営住宅同士との統合により、効率的な住機能の確保を図ります。

【管理・運営の方針】

- ・引き続き直営で管理・運営を行います。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
西山住宅	維持	公営住宅の中でも、ひときわ、建築から年数が経過していることから、現施設の建替えにより機能を維持します。また、他の公営住宅の更新の際には、統合による共同住宅を検討します。
見上山第二住宅	統合	施設の更新時には、更新時期が近い住宅同士との統合による共同住宅化を検討します。 適正な住宅数を確保し、利便性や居住性の向上に努めるとともに、住民同士の交流の場となる集会所等を共用部に設け、地域コミュニティの活性化につながる住宅を目指します。
西山第二住宅1号棟		
西山第二住宅2号棟		
西山第二住宅3号棟		
西山第三住宅		
東山第一住宅		
建築物・設備に対する配慮事項		
<p>■快適性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民の快適な生活環境を形成するため、周辺環境に配慮した植栽の設置等に努めます。 <p>■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を更新する際には、出入口等の段差解消やトイレ・浴室の高齢者及び障害者への対応等のバリアフリー化を行います。 		

11. 一般住宅

(1) 一般住宅

①概要

【設置目的】

- ・公営住宅法に規定する公営住宅以外の住宅で利島村一般住宅条例に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
18	東山第二住宅	普通地域	産業・環境課	直営	587.88	127.52	RC	2012	9	
19	久保里山住宅	自然公園地域外			2,148.88	279.88	W	2016	5	

●利用状況

- ・2020年3月時点で、全ての住戸（9戸）が利用されています。

●建物状況

- ・全ての施設が新耐震基準の建築物であり、建築してから10年未満となっています。

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・移住者等を受入れる住宅が不足していることから、施設更新時には、更新時期の近い一般住宅同士の統合により、効率的な住機能の確保を図ります。

【管理・運営】

- ・引き続き直営で運営していきます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
東山第二住宅	統合	東山第二住宅と久保里山住宅の統合による共同住宅化を検討します。 適正な住宅数を確保し、利便性や居住性の向上に努めるとともに、住民の交流の場となる集会所等を共有部に設け、地域コミュニティの活性化につながる住宅を目指します。
久保里山住宅		
建築物・設備に対する配慮事項		
■快適性の向上 ・村民の快適な生活環境を形成するため、周辺環境に配慮した植栽の設置等に努めます。 ■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化 ・施設を更新する際には、出入口等の段差解消やトイレ・浴室の高齢者及び障害者への対応等のバリアフリー化を行います。		

12. その他建築系公共施設

(1) 職員住宅

①概要

【設置目的】

- ・職員に貸与するための住宅で利島村職員住宅及び管理に関する規則に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
20	医師・看護師住宅	自然公園地域外	総務課	直営	1,534.04※	122.65	RC	2010	11	一部土砂災害警戒区域
21	郷職員住宅	自然公園地域外			444.80※	70.59	W	1986	35	-
22	西山職員世帯用住宅	普通地域			558.00	145.74	W	2012	9	
23	見上山職員世帯用住宅	普通地域			796.00	150.64	W	2015	6	
24	東山職員住宅	普通地域			1,593.04	371.17	W、S	1982	39	-
25	西山東職員住宅	普通地域					W	1980	41	
26	西山北職員住宅	普通地域					W	1993	28	
27	西山西職員住宅	普通地域					W	1994	27	
28	見上山西職員住宅	普通地域					W	2004	17	
29	見上山東職員住宅	普通地域					W			

●利用状況

- ・入居状況は継続して、満室の状況です。

●建物状況

- ・建築年のわかる全ての施設が新耐震基準の建築物であり、建物してから築 20 年未満となっています。

※医師・看護師住宅の敷地面積は、郷職員住宅の敷地面積を含む面積。

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・村内の住機能が不足していることから、施設更新時には、更新時期の近い職員住宅同士の統合や他施設との複合化により、効率的な住機能の確保を図ります。

【管理・運営】

- ・引き続き直営で運営していきます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
医師・看護師住宅	拠点化	公共施設の再編において、利島村高齢者在宅サービスセンター、利島村国民健康保険診療所、村立利島保育園との複合化を検討します。
建築物・設備に対する配慮事項		
<p>■拠点化時の施設配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師・看護師住宅とその他施設の出入口を別々に設けるなどの動線分離を行い、職員のプライベートに配慮した配置を検討します。 <p>■快適性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民の快適な生活環境を形成するため、周辺環境に配慮した植栽の設置等に努めます。 <p>■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を更新する際には、出入口等の段差解消やトイレ・浴室の障害者への対応等のバリアフリー化を行います。 		
施設名	適正化方策	適正化方策の説明
西山職員世帯用住宅	統合	施設の更新時には、更新時期が近い職員住宅同士の統合による共同住宅化を検討します。 適正な住宅数を確保し、利便性や居住性の向上に努めるとともに、住民同士の交流の場となる集会所等を共用部に設け、地域コミュニティの活性化につながる住宅を目指します。
見上山職員世帯用住宅		
建築物・設備に対する配慮事項		
<p>■快適性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民の快適な生活環境を形成するため、周辺環境に配慮した植栽の設置等に努めます。 <p>■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を更新する際には、出入口等の段差解消やトイレ・浴室の高齢者及び障害者への対応等のバリアフリー化を行います。 		
施設名	適正化方策	適正化方策の説明
郷職員住宅	拠点化	公共施設の再編において、利島村役場及び利島村郷土資料館との複合化を検討します。
東山職員住宅		
西山東職員住宅		
西山北職員住宅		
西山西職員住宅		
見上山西職員住宅		
見上山東職員住宅		
建築物・設備に対する配慮事項		
<p>■拠点化時の施設配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員住宅と庁舎利用者の出入口を別々に設けるなどの動線分離を行い、職員のプライベートに配慮した配置を検討します。 <p>■快適性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民の快適な生活環境を形成するため、周辺環境に配慮した植栽の設置等に努めます。 <p>■バリアフリー、ユニバーサルデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を更新する際には、出入口等の段差解消やトイレ・浴室の障害者への対応等のバリアフリー化を行います。 		

(2) その他建築系施設

①概要

【設置目的】

- ・臨時ヘリポートは航空運送の確保のため、利島村臨時ヘリポートの設置及び管理に関する条例に基づき設置されています。
- ・その他施設は観光誘致や産業振興を目的に各設置条例に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
30	臨時ヘリポート	第2種特別地域	産業・環境課	直営	5,906.19	100.76	GRCパネル(RC)	1995	26	土砂災害警戒区域
31	炭焼き施設	第2種特別地域		直営	1,960.06	208.20	RC、W	1997	24	土砂災害警戒・一部特別警戒区域
32	利島村椿油製油工場	第2種特別地域普通地域		指定管理者	1,013.56	445.20	S	1979	42	-
33	伊勢海老畜養施設	自然公園地域外		指定管理者	599.82	216.65	RC	2004	17	-
34	大島山倉庫(養蚕施設)	第2種特別地域		直営	940.46	398.73	W	2010	11	-

●利用状況

- ・臨時ヘリポートは日々の交通手段として日常利用されています。
- ・その他施設は各産業の従事者が産業に応じて必要な施設を利用しています。

●建物状況

- ・利島村椿油製油工場は建築から40年以上が経過していますが、それ以外の施設は建築してから30年未満となっています。

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・臨時ヘリポートは村内の貴重な航空運送手段であり、船便の欠航の際には唯一の交通手段となるため、引き続き機能を確保していきます。
- ・その他施設も地域産業振興に欠かせない施設であり、代替できない機能であることから引き続き機能を確保していきます。

【管理・運営の方針】

- ・利島村椿油製油工場及び伊勢海老畜養施設においては引き続き指定管理者制度を活用した管理・運営をしていきます。
- ・その他施設については引き続き直営で管理・運営していきます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
臨時ヘリポート	維持	日常的な点検や定期的な検査による予防保全的な修繕を行うことで、施設の維持を図ります。
建築物・設備に対する配慮事項		
<p>■施設にあわせた維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築施設である待合室と空港土木施設である臨時ヘリポート、それぞれにあった点検を行いつつ、適正な維持管理を行います。 		
施設名	適正化方策	適正化方策の説明
炭焼き施設	維持	日常的な点検や定期的な検査による予防保全的な修繕を行うことで、施設の維持を図ります。
利島村椿油製油工場		
伊勢海老畜養施設		
大島山倉庫(養蚕施設)		
建築物・設備に対する配慮事項		
<p>■利用者にニーズに応じた施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新時には利用者の実態やニーズを把握した上で、生産性の向上に向けて最新の生産技術の導入や設備の入れ替え等を検討します。 		

13. 供給処理施設

(1) 供給処理施設

①概要

【設置目的】

- ・住民の生活環境の保存及び公衆衛生の向上のために各条例に基づき設置されています。



【対象施設の基本情報】

番号	施設名	自然公園の地域区分	所管課	管理運営形態	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年	経過年数	災害リスク
35	利島村清掃センター	第2種特別地域	産業環境課総務課	直営	7,050.27	374.45	S、RC	1993	28	-
36	浄水場	第2種特別地域	産業環境課総務課	直営	4,989.77	197.40	CB	1986	35	土砂災害警戒区域・一部特別警戒区域
37	第2・第3貯水池	第2種特別地域	産業環境課総務課	直営	9,326.71	861.00	RC	1983	38	-
38	汚泥再生処理センター	普通地域	産業環境課	委託直営	1,200.00	176.30	RC	2019	2	一部土砂災害警戒・土砂災害特別警戒区域
<p>●利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の従事者が主に利用しており、定期的に稼働をしています。 										
<p>●建物状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場は建築してから30年以上経過していますが、その他施設は建築してから30年以内となっています。 										

②分野別方針

【機能確保の方針】

- ・村内の供給および廃棄物の処理機能を担う唯一の施設であるため、引き続き機能を確保していきます。

【管理・運営の方針】

- ・引き続き直営および一部委託をし、管理・運営していきます。

③個別施設方針

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
利島村清掃センター	維持	老朽化で故障が相次いでいることから、移転立替を行ったのち、日常的な点検や定期的な検査による、予防保全的な修繕や計画的な設備更新を行い、施設の維持を図るとともに環境負荷の低減に配慮します
浄水場		日常的な点検や定期的な検査による、予防保全的な修繕対応を行い、施設の維持を図るとともに、環境・エネルギー対策の強化に努めます。
第2・第3貯水池		日常的な点検や定期的な検査による、予防保全的な修繕や計画的な設備更新を行い、施設の維持を図るとともに環境負荷の低減に配慮します。
汚泥再生処理センター		
建築物・設備に対する配慮事項		
<p>■災害時における対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧が円滑に行えるような復旧資材などを備蓄するなど、危機管理体制の充実に努めます。 ・浄水場については再生可能エネルギー等を活用し、災害時に他施設へ電気の供給ができるようなエネルギーの最適化を検討します。 		

第6章 適正配置のロードマップ

1. 適正化方策の実施時期

第5章個別施設計画で定めた適正化方策の実施時期について以下に示します。

中分類	番号	施設名	建築年	適正化方策	短期 ~2030年	中期 ~2040年	長期 ~2060年
庁舎	1	利島村役場	1979	拠点化		複合化	
博物館等	2	利島村郷土資料館	1988	拠点化		複合化	
産業系施設	3	利島村勤労福祉会館	1974	拠点化			機能移転
集会施設	4	地域交流会館	2007	拠点化			機能強化
学校	5	利島小・中学校	1973	拠点化	建替え 機能強化		
体育館	6	利島村中学校体育館	1988	拠点化	大規模 修繕		
レクリエーション施設	7	前浜親水レクリエーション施設	1989	維持			長寿命化
高齢福祉施設	8	利島村高齢者在宅サービスセンター	1996	拠点化		複合化	
医療施設	9	利島村国民健康保険診療所	1981	拠点化		複合化	
幼保・こども園	10	村立利島保育園	1998	拠点化		複合化	
公営住宅	11	西山住宅	1977	維持		建替え	
	12	見上山第二住宅	1995	統合			共同住宅化
	13	西山第二住宅1号棟	1997	統合			共同住宅化
	14	西山第二住宅2号棟	1998	統合			共同住宅化
	15	西山第二住宅3号棟	1999	統合			共同住宅化
	16	西山第三住宅	2003	統合			共同住宅化
	17	東山第一住宅	2004	統合			共同住宅化
一般住宅	18	東山第二住宅	2012	統合			共同住宅化
	19	久保里山住宅	2016	統合			共同住宅化
職員住宅	20	医師・看護師住宅	2010	統合		複合化	
	21	郷職員住宅	1986	拠点化		複合化	
	22	西山職員世帯用住宅	2012	統合			共同住宅化
	23	見上山職員世帯用住宅	2015	統合			共同住宅化
	24	東山職員住宅	1982	拠点化		複合化	
	25	西山東職員住宅	1980	拠点化		複合化	
	26	西山北職員住宅	1993	拠点化		複合化	
	27	西山西職員住宅	1994	拠点化		複合化	
	28	見上山西職員住宅	2004	拠点化		複合化	
29	見上山東職員住宅		拠点化		複合化		
その他建築系 公共施設	30	臨時ヘリポート	1995	維持			建替え
	31	炭焼き施設	1997	維持		建替え	
	32	利島村椿油製油工場	1979	維持		建替え	
	33	伊勢海老畜養施設	2004	維持			建替え
	34	大島山倉庫（養蚕施設）	2010	維持			建替え
供給処理施設	35	利島村清掃センター	1993	維持			建替え
	36	浄水場	1986	維持			建替え
	37	第2・第3貯水池	1983	維持			
	48	汚泥再生処理センター	2019	維持			建替え

第7章 概算長期保全計画

1. 基本的な考え方

長期的な視点から、各公共施設の修繕・更新に「いつ頃、どの程度の費用が必要になるか」を概算として把握し、必要となる予算の見通しを立てることで、公共施設の予防保全的で計画的な修繕、更新を進めていくために、概算長期保全計画を作成します。

2. 概算長期保全計画の概要

(1) 耐用年数の考え方

公共施設の耐用年数は、財務的には固定資産税の減価償却費を算出するために税法で定められた年数である法定耐用年数が一般的に採用されますが、本計画においては、建物躯体や部位部材の物理的耐用年数を基本に施設の耐用年数を設定します。

「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)における考え方を参考に、物理的耐用年数を下記のとおり設定します。

表：構造種別の耐用年数

構造種	耐用年数
・ RC (鉄筋コンクリート) ・ 重量 S (重量鉄骨) ・ CB(コンクリート・ブロック)	60 年間とする
・ 軽量 S(軽量鉄骨) ・ W (木造)	40 年間とする

※「S (鉄骨)」に関しては重量鉄骨と軽量鉄骨 (6 mm未満) に区分してそれぞれ上記のように設定します。

(2) 単価設定の考え方

「一般財団法人地域総合整備財団 (ふるさと財団)」の提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」(平成 28 (2016) 年 1 月) 等を参考に、用途別の更新費単価、修繕単価、主な部位別の修繕周期を設定し、長期的な修繕及び更新費用を求めました。

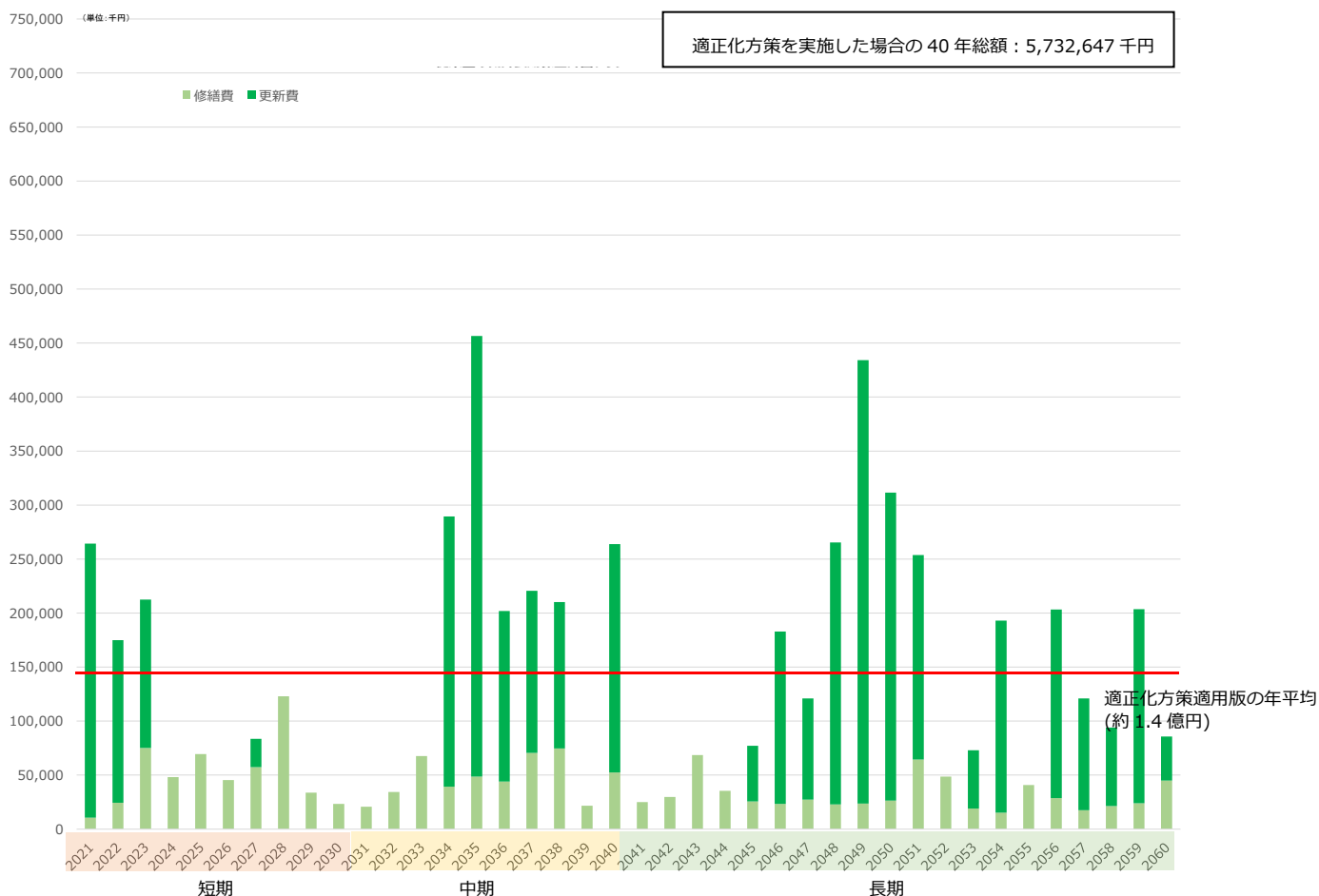
なお、本村は離島であり、本土での修繕・工事と比較して、資材の運搬費等による工事費用の上昇が想定されることから、本村での工事実績から更新費単価、修繕単価の割増しを行っています。

(3) 概算長期保全計画の概要

①従来通り更新した場合の見込み

令和3(2021)年3月末時点で村が保有している公共施設全てを、従来通り更新した場合、今後40年間で、累計約57億円(修繕費約16億円、更新費約41億円)、年平均で約1.4億円(修繕費約0.4億円、更新費約1.0億円)の費用が見込まれます。

【耐用年数経過時に単純更新した場合の修繕・更新費】

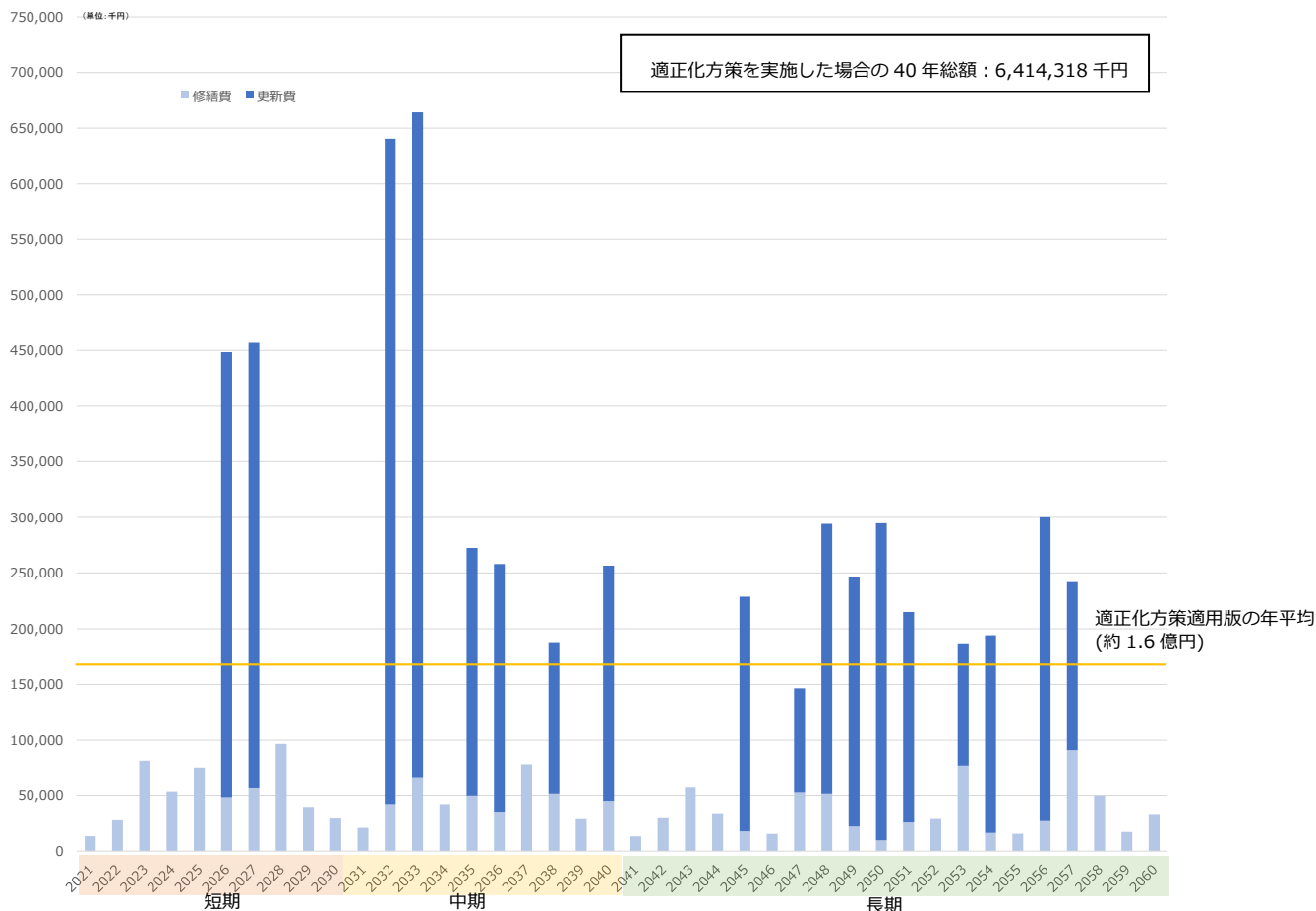


※建築年、面積不明の施設及び、第2・第3貯水池は含まれていません。西山東職員住宅、西山北職員住宅、西山西職員の延床面積は住宅公共施設台帳上の西山職員住宅の延床面積を、見上山西職員住宅、見上山東職員住宅の延床面積は公共施設台帳上の見上山職員住宅の延床面積として整理しています。

②適正化方策を実施した場合の見込み

本計画で示した適正化方策を実施した場合、今後 40 年間で、累計約 64 億円（修繕費約 17 億円、更新費約 47 億円）、年平均で約 1.6 億円（修繕費約 0.4 億円、更新費約 1.2 億円）のコストが見込まれます。従来通り更新した場合と比較して、40 年間で約 6.8 億円、年平均で約 17.0 百万円のコスト増加が見込まれます。

【適正化方策を実施した場合の修繕・更新費】



※建築年、面積不明の施設及び、第2・第3貯水池は含まれていません。西山東職員住宅、西山北職員住宅、西山西職員の延床面積は住宅公共施設台帳上の西山職員住宅の延床面積を、見上山西職員住宅、見上山東職員住宅の延床面積は公共施設台帳上の見上山職員住宅の延床面積として整理しています。

3. 適正化方策実施による効果

従来通り更新した場合と比較して、適正化方策を実施することで、40年間で約6.8億円、年平均で約17.0百万円の費用増加が見込まれます。

公共施設の修繕・更新費用の増加は見込まれますが、これまで、限られた敷地の中で必要な公共サービスが十分に確保できておらず、また、廃止するべき施設がほぼ存在しないことが大きな要因と考えます。そのため、まずは不足する公共施設の機能を追加・強化することで、村民の生活を支えるために必要な公共サービスを確保することが重要と考え、増加する費用分については必要な投資として捉えます。その上で、短期的に大きな財政負担が起こらないように、公共施設の修繕・更新費用の平準化を図ります。

第8章 推進方策

1. マネジメント体制の構築

(1) 全庁的な取組体制の構築

本計画を推進していくために、各施設の所管部署から構成される、村長をトップとした全庁的な公共施設等マネジメント推進体制を構築します。その上で以下の取り組みを実施していきます。

① 財政との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくために財政部局との連携を図ります。

② 村民との協働

村民と行政の相互理解や、村としての公共施設マネジメントの在り方について認識を共有するとともに、公共施設の機能強化に向けた、協働による、より柔軟な管理・運用手法の確立に向けた環境づくりを進めます。

③ 職員の意識改革

各種研修等を行い、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、公共施設等の最適化に向けた認識を共通化するとともに、行政サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

(2) 情報管理・共有方策

公共施設マネジメントを進めるにあたり、関連する情報を集約し、一元的に管理することが総合的で計画的な管理を進める上では必要となります。地方公会計における固定資産台帳を活用し、関係部局との情報共有を図るとともに、各公共施設やインフラ施設に対して実施した、保守・点検・整備の履歴をはじめとした維持管理・保全に関する情報についても蓄積します。

2. 計画の進行管理

(1) 概算長期保全計画を踏まえた適正化方策の実施

「第7章 概算長期保全計画」を踏まえて、計画的に適正化方策を推進します。概算長期保全計画で示された各年度必要と想定される修繕・更新費用を参考に、短中期的な適正化方策を検討し、公共施設等の大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新、公共施設等の日常的な維持管理・運営を実施しながら、毎年度の適正化方策の進捗管理を行い、実施状況を評価・検証します。

(2) 総合管理計画の見直し

本基本計画は40年と計画期間も長く、その間に社会情勢や財政状況など、様々な変化が予想されます。様々な診断、点検の結果の分析や施設の評価分析等により随時アクションプランを修正するとともに、5年ごとに総合管理計画全体を検証する機会を設け、中長期的な公共施設マネジメントの方針についても見直します。検証の結果、必要に応じて修正を加えながら、時代の変化に対応した公共施設マネジメントを推進していきます。

(3) 進捗状況の議会や村民との共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果ならびに評価に基づくアクションプランの変更や適正化方策の実施状況については、議会に報告するとともに、ホームページ等で公表し、村民からの意見を募集します。村民からの意見については、本計画の見直しやアクションプランの修正の際に反映します。